
令和3年第1回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

令和3年3月3日(水)

1. 議事日程第1号

令和3年3月3日(水) 午前10時開議(開会)

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第 3 議長の諸般の報告
 - 第 4 議案の上程(議案第2号から議案第44号、報告第1号から報告第6号)
 - 第 5 町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明
 - 第 6 請願及び要望の上程(請願1件、要望2件)
 - 第 7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第 3 議長の諸般の報告
 - 日程第 4 議案の上程(議案第2号から議案第44号、報告第1号から報告第6号)
 - 日程第 5 町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明
 - 日程第 6 請願及び要望の上程(請願1件、要望2件)
 - 日程第 7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑
-

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|------|------|
| 1 番 | 横山弘康 | 2 番 | 衛藤和敏 |
| 3 番 | 河島公司 | 4 番 | 細井良則 |
| 5 番 | 松下善法 | 6 番 | 小幡幸範 |
| 7 番 | 松本真由美 | 8 番 | 大野元秀 |
| 9 番 | 宿利忠明 | 11 番 | 秦時雄 |

12番 高田 修治

13番 藤本 勝美

14番 石井 龍文

欠席議員（1名）

10番 河野 博文

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 村木 賢二 議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------------|---------|---|---------|
| 町 長 | 宿 利 政 和 | 副 町 長 | 秋 吉 一 徳 |
| 教 育 長 | 梶 原 敏 明 | 総 務 課 長 | 石 井 信 彦 |
| 政策法務課長 | 繁 田 良 一 | 企画商工観光課長 | 衛 藤 正 |
| 基地・防災対策課長 | 清 原 洋 一 | 税 務 課 長 | 衛 藤 善 生 |
| 福祉保健課長 | 西 村 正 明 | 子育て健康支援課長 | 横 山 芳 嗣 |
| 住 民 課 長 | 穴 井 陸 明 | 建設水道課長 | 長 柄 義 正 |
| 農林課長兼 農業委員会 事務局 長 | 藤 原 八 栄 | 人権確立・ 部落差別解消 推進 課 長 | 瀧 石 裕 一 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 時 枝 弘 法 | 教育政策課長兼 学校給食センター所長 | 長 尾 孝 宏 |
| 教育政策課 指導企画 監 | 佐 藤 貴 司 | 社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海 洋 センター所長 | 秋 好 英 信 |
| わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局 長 | 吉 野 弥也子 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 和 田 育 男 |
| 監 査 委 員 | 河 野 好 美 | 総務課長補佐兼 行政班主幹 | 神 田 裕 一 |

上 程 議 案

議案第2号 令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）

議案第3号 令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和2年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第6号 令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

| | |
|--------|--|
| 議案第8号 | 令和2年度玖珠町水道事業会計補正予算(第3号) |
| 議案第9号 | 令和3年度玖珠町一般会計予算 |
| 議案第10号 | 令和3年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第11号 | 令和3年度玖珠町簡易水道特別会計予算 |
| 議案第12号 | 令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第13号 | 令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第14号 | 令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 議案第15号 | 令和3年度玖珠町水道事業会計予算 |
| 議案第16号 | 玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 議案第17号 | 玖珠町第6次総合計画について |
| 議案第18号 | 辺地(日出生辺地)に係る総合整備計画について |
| 議案第19号 | 辺地(片草辺地)に係る総合整備計画について |
| 議案第20号 | 辺地(大野原辺地)に係る総合整備計画について |
| 議案第21号 | 辺地(鏡辺地)に係る総合整備計画について |
| 議案第22号 | 辺地(古後辺地)に係る総合整備計画について |
| 議案第23号 | 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について |
| 議案第24号 | 日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第25号 | 日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第26号 | 玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について |
| 議案第27号 | 玖珠町附属機関に関する条例の一部改正について |
| 議案第28号 | 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 議案第29号 | 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 議案第30号 | 玖珠町基金条例の一部改正について |
| 議案第31号 | 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 議案第32号 | 玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 議案第33号 | 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について |
| 議案第34号 | 玖珠町介護保険条例の一部改正について |
| 議案第35号 | 玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 議案第36号 | 玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 議案第37号 | 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 議案第38号 | 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設 |

| | |
|--------|---|
| | 備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 議案第39号 | 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第40号 | 玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第41号 | 町道路線の認定について（旧北山田中学校線） |
| 議案第42号 | 町道路線の認定について（車谷・石飛線） |
| 議案第43号 | 金栗院谷川河川災害復旧工事請負契約の締結について |
| 議案第44号 | 北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の変更について |
| 報告第1号 | 専決処分の報告について（その1） （法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて） |
| 報告第2号 | 専決処分の報告について（その2） （和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 報告第3号 | 専決処分の報告について（その3） （和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 報告第4号 | 専決処分の報告について（その4） （和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 報告第5号 | 専決処分の報告について（その5） （和解及び損害賠償の額の決定について） |
| 報告第6号 | 専決処分の報告について（その6） （和解及び損害賠償の額の決定について） |

午前10時00分開議（開会）

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内において飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明など言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

また、本日は、議場の映像及び音響のデジタル化改修工事後、初の議場システムの利用となりますので、システム操作確認のため、施工業者職員の議場内入場を許可しています。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、10番河野博文君より欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、令和3年第1回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに本定例会の開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石井龍文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

4番 細井良則君

12番 高田修治君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石井龍文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長宿利忠明君。

○議会運営委員長（宿利忠明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

令和3年第1回玖珠町議会定例会の開会に当たり、去る2月24日、議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日3月3日から3月18日までの16日間としたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、補正予算案件7件、当初予算案件7件、委員の選任案件1件、計画の策定案件6件、指定管理者の指定案件3件、条例の一部改正案件15件、町道路線の認定案件2件、工事請負契約の変更案件2件、専決処分の報告案件6件の計49件でございます。また、今定例会に請願1件、要望2件が提出されておりますが、請願については今議会に上程し、要望については机上配付することとしたいと思います。

次に、議案第16号は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任案件であり、議案の性格上、委員会付託を省略し、3月4日の日程の中で議案質疑並びに討論を実施した上で採決をお願いしたいと思います。

次に、本定例会の一般質問は、16日、17日を予定しておりますが、日程の関係上、明日3月4日の正午に一般質問の通告を締め切り、3月8日の午後に議会運営委員会を開催して一般質問の発言順番を決めたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、本定例会の最終日に、玖珠町議会委員会条例及び玖珠町議会会議規則、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について、議会運営委員会から委員会発議をしたいと考えておりますので、御審議のほどお願いをいたします。

何とぞ、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は本日3月3日から3月18日までの16日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月3日から3月18日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（石井龍文君） 議長の諸般の報告を行います。

明かりをつけましょ、ぼんぼりに、お花をあげましょ、桃の花、今日は3月3日の桃の節句です。本来なら楽しめるはずの春の行事ですが、コロナ禍の中、思うように祝えないのが残念でなりません。では、着座によって報告いたします。

去る1月20日、大分市において、知事を囲む自治運営懇話会が開かれ、大分県内市町村議会議長が一堂に集い、農林業、河川、砂防・急傾斜地崩壊対策事業、県道整備並びに事業促進について、事業の充実並びに予算確保などについて要望を申し上げたところです。また、今後における豪雨による被災地の早期復旧や新型コロナウイルス感染予防対策、まちづくりの取組などについて、意見交換を行いました。

2月19日には、大分県町村議会議長会役員会が日出町で開催され、令和3年度の事業計画案及び予算案などについて協議をいたしました。昨年は、コロナ禍の関係で事業が実施できなかったことをおわび申し上げます。

また、昨年の7月豪雨により運行停止となっておりましたJR久大本線の列車運行について、玖珠町議会、九重町議会、由布市議会の3市町の議会合同で、九州旅客鉄道株式会社に対して早期復旧の

要望をしておりましたが、一昨日3月1日より復旧、開通となりました。九州旅客鉄道株式会社におかれましては、多額の費用を投じての災害復旧事業であったと聞いておりますが、久大本線を利用した通勤通学や病院通いをしている住民の方々にとっては、待ちに待った運行開始となり、大変喜ばしいことでもあります。

さて、現在日本中、世界中を混乱に巻き込んでいる新型コロナウイルスの感染拡大についてですが、感染拡大阻止のための自粛生活、マスク着用、3密の回避などの新生活様式を取り入れることとなりましたが、ここ玖珠町においても、各種イベントの中止や飲食店の利用抑制など、まちづくり活動に大きな支障を来しているところでもあります。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策の切り札と位置づけるワクチンの接種を始めましたが、世界的な大流行の中で実施する前例のない大規模接種であり、円滑に国民全体への接種が進むよう、国と自治体が連携し準備を進めてほしいと願う次第であります。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第2号から議案第44号、報告第1号から報告第6号）

○議長（石井龍文君） 日程第4、議案の上程を行います。

今期定例会に提出されました議案第2号から議案第44号と報告第1号から報告第6号までの49議案について、一括上程したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第2号から議案第44号、報告第1号から報告第6号までの議案につきまして、一括上程することに決定いたしました。

日程第5 町長の施政方針、行政報告及び議案の提案理由の説明

○議長（石井龍文君） 日程第5、町長の施政方針・行政報告及び議案の提案理由の説明を求めます。宿利町長。

○町長（宿利政和君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第1回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

また、先ほど議長より報告をいただきましたが、映像・音響機材を新調していただきましたこと、議員各位の御理解のたまものだというふうに思っております。改めましてお礼を申し上げたいと思います。

さて、今定例会の開会に当たりまして、まず行政報告を行った後、続きまして、3月定例会でござ

いますので、令和3年度の施政方針並びに令和3年度の予算編成方針を申し上げまして、その後、提出を申し上げました諸議案の概要及び提案理由の説明とさせていただきたいと考えております。約1時間前後の時間をいただくことになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず初めに、報告を申し上げます。

去る2月17日、令和2年度の大分県人権尊重社会づくり推進功労賞（個人の部）で、玖珠町塚脇にお住まいの山本紀子さんが受賞されました。同じ日に、大分県庁におきまして表彰式がありまして、広瀬知事より、表彰状並びに記念品の授与が行われました。

この大分県人権尊重社会づくり推進功労賞は、大分県人権尊重社会づくり推進条例第9条に基づきまして、人権が尊重される社会づくりに積極的に取り組む県内の個人及び団体を知事が顕彰し、その功績をたたえることによりまして、県内における人権尊重社会づくりの推進に資するものとされておりまして、本年度は、個人の部で山本紀子さん、そして、団体の部で2団体が受賞をされております。

山本紀子さんにつきましては、長年にわたりまして、人権教育啓発や人権擁護の分野で特色のある活動を行っていただいております。今回、その業績に対し表彰されたものでございます。改めまして山本紀子さんの取組に感謝を申し上げるとともに、受賞へのお祝いを申し上げたいと思っております。

続きまして、社会教育関係について報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を懸念したことから、令和3年玖珠町成人式につきましては、これまで感染状況を見極めながら、開催日程について随時検討してまいりました。この間、新成人の方々に対しまして意向調査を行いました結果、ゴールデンウィーク期間中の開催を希望するという回答が最も多くございました。

しかしながら、対象者の多くが、現在福岡県内に在住をされている方が多いということで、緊急事態宣言の解除は、開催に当たっては不可欠なものだというふうに考えておりました。

こうした中でございますが、一昨日2月28日、福岡県が緊急事態宣言の一部解除地域となりましたので、改めてゴールデンウィーク期間中の開催が可能というふうに判断をいたしまして、玖珠町の令和3年成人式につきましては5月2日に開催することといたしましたので、本日ここで報告を申し上げたいというふうに思っております。

なお、今回の新成人は159名、対象者がございますけれども、引き続き感染予防対策の徹底を行うことはもちろんでございますが、例年の式典の内容から短縮しながら、また、不測の事態に備えましてリモート配信等も考慮しながら、万全の対応で実施計画を立てていきたいと考えているところでございます。

次に、第72回日本童話祭について報告を申し上げます。

これも、新型コロナウイルスの影響等によって、各種イベントが中止、延期を余儀なくされている中でございましたが、とりわけ、全国的・広域的なお祭り、野外フェスなど、不特定多数が集まるイベントの開催につきましては、感染予防対策が徹底できないため、慎重な対応が求められている現在

でございますが、去る2月18日に第1回童話祭実行委員会を開催いたしまして、基本方針の確認を行ったところでございますが、三島会場運営委員会、河川敷の運営委員会での議論を踏まえまして、再度、今週末の3月5日金曜日に開催いたします第2回実行委員会において再協議を行う予定となっております。実施内容とか規模等が確定をいたしましたら、改めて議員各位には報告を申し上げたいと考えているところでございます。

以上で報告を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、令和3年度を目前に迎えるに当たりまして、町政の運営方針、いわゆる施政方針を述べさせていただきますと思っております。

私、宿利は、玖珠町長に就任後、約3年1か月が経過をいたし、任期4年の最終年を迎えているところでございます。この間、議員各位はもとより、各種団体や多くの町民の皆さんの御理解と御協力を賜りながら、住民サービスの向上とまちづくり、町の活性化に向けて全力を注いでまいりました。

令和2年度には、玖珠町政の最上位計画に位置づけられます玖珠町第6次総合計画を策定し、玖珠町が目指すまちづくりの姿、方向性を新たに定めることとしておりますことから、令和3年度は、そのスタートの年になります。

ここ数年は、くす星翔中学校開校や工業団地造成、企業誘致など、本町の将来に向けて重要となる施策に取り組んでまいりましたが、昨年は、新型コロナウイルス感染症対策や令和2年7月豪雨災害対応など、住民の皆さんの命と暮らしに多大な影響を及ぼす事態が発生いたしまして、その対応を余儀なくされ、全庁を挙げて大きな精力を傾けてまいったところでございます。

そのような中、国では、デジタル化の遅れに対し、将来を見据えた持続的な対策の一つとして、デジタル庁を創設して感染症対策と経済対策、さらに行財政改革を総合的に進める方針を掲げております。

本町におきましても、国の動きに先駆けまして、昨年9月に庁内にデジタル化推進班を新設いたしまして、空き校舎を活用したサテライトオフィス整備によるIT企業進出支援と、行政の事務事業やコミュニティ活動推進による地域活性化、情報共有・発信の強化に向けたデジタル化を推進する方針に至りました。

私はこれまでも、議会答弁や町民の皆様と接する中で、まちづくりの原点は議論が大事と考え、自らが考え行動していくため、地域力の向上が重要であると、建物や施設整備などハード整備の施策からソフト施策へ移行し、過去に整備された施設等をフル活用して活性化を図っていくと、それから、民間活力を積極的に導入して住民サービスの向上に努める等々の方向性について、言葉にしてまいりました。

ここで、これまでの3年間を振り返り、改めて実感していますことは、多くの議員各位をはじめ、関連団体、町民の皆様と一緒にまちづくりに参画をしていただくこと、いわゆる協働参画のまちづくりが最も重要だということでございます。このため、玖珠町第6次総合計画の基本理念に、「次代を担う子どもたちとともに、未来をつくるまち～住んでよかった童話の里～」を掲げながら、協働という

キーワードを各所に記述しているところでもございます。

以上のような視点から、令和3年度の目標・柱として、次の3点を掲げたいというふうに思っております。

まず1点目は、「新たなデジタル技術を活用した、町民協働参画のまちづくり」を進めます。

現在の社会は、急速に進むデジタル化の中で、その生活様式が大きく変化しております。玖珠町がどのような状況か、また、どのような方向に向かっているのか、議会や行政ではどのような議論がなされているのか、住民のニーズはどこにあるのか、これらを迅速かつ正確に把握し、課題や方向性を共有することで協働のまちづくりができるものだと考えております。

具体的には、4月からスタートする予定であります玖珠町アプリや玖珠町LINE「るっくす」、リニューアルをいたしましたホームページの活用、また、幅広い世代にスマートフォン等の情報端末の普及を進めた上で、町民、各種団体、行政の情報共有を行い、まちづくりへ今以上に参画する機運づくりを醸成してまいりたいと考えております。

続いて、2点目は、「くすまちブランド」の構築であります。

これも以前より述べてまいりましたが、玖珠町には、主要産業である農林畜産業をはじめ、観光や商工業、豊かな自然環境等、多くの資源がございますが、それらを多くの方に利用いただき、収益アップと経済効果を引き上げていくことが重要だと考えております。

「くすまち」そのものをブランド化、商品化するためには、これまで開発されてきた資源に「くすまちらしさ」というエッセンスを加える必要があると考えています。湯布院や別府などの地名そのものが全国ブランドとして浸透しており、観光やお土産、食グルメや宿泊に至るまで、統一的なイメージで認識されておりますように、玖珠町も何が「くすまちらしさ」なのか、どのような仕掛けが必要なのかを探り、観光協会や商工会、道の駅童話の里くす、農林業関係団体等々と、また、住民・議会・行政等が一体となって研究開発し、玖珠町そのものをブランド化していきたいと考えております。

そのため、新たなデジタル情報ツール等も最大限に活用しながら、令和3年度を起点として、具体的な施策を検討していきたいと考えているところでございます。

3点目は、「玖珠町の次世代を担う子どもたちを育てる教育の推進」であります。

町内の各小学校、くす星翔中学校、玖珠美山高校の児童生徒に対しまして、学力向上やスポーツ振興、健全育成はもとより、郷土を愛する心、地域貢献につながる心を醸成するため、総合学習、コミュニティスクールの充実をさらに進めていきたいと考えております。

具体的には、昨年児童生徒に1人1台配置ができましたいわゆるGIGAスクール構想を基軸に、インターネット環境の整備と将来を担う人材を育成するため、10月に発足をいたしましたくすの未来の地域課題解決を担う人材育成有識者会議を充実させ、玖珠町版GIGAスクール“くす学”の推進にも取り組んでいきたいと思っております。

一方で、多種多様な学習の機会を提供し、後継者育成や商店街の活性化、郷土愛につながるような取組など、生徒によるまちづくり提言に結びつけていきたいと考えているところでございます。

以上が令和3年度の重点的な取組として申し上げたところでございますが、令和2年度から継続する事業に加えまして、新年度の当初予算（案）におきまして、これらを具体的に具現化に向けた予算編成としているところでございます。

町長就任以来、町政に対する基本方針に大きな変更はございませんが、経過や現状を踏まえまして、今年度の目標を定めたものであります。議員各位をはじめ町民の皆さんに御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、令和3年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、令和3年度の予算編成方針を申し上げたいと思います。

まず、現在の玖珠町の財政状況から説明いたしますと、財政調整基金の残高につきましては、平成25年度の約18億円をピークに年々減少しておりまして、令和元年度末には9億3,000万円、令和2年度末の見込みでございますが8億5,000万円、そして、来年の令和3年度末の想定では8億3,000万円と、ここ8年間で半減をするという見通しになっております。

また、これまでのハード整備事業に伴いまして、町債残高は、令和元年度末で77億5,000万円、令和2年度末見込みでございますが80億1,000万円、令和3年度末におきましては82億3,000万円となる見込みでありまして、災害復旧事業債など、今後の財政運営に大きな影響が出ることも考えられるところでございます。

財政調整基金の残高が年々減少し、経常収支比率が上昇する中で、新たな構造物建設や大型施設の改修などは必要最小限にとどめてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧対応など、新たな経費負担が発生しておりますので、行財政改革の集中改革期間という中で経常経費の削減に取り組みながら、重要な事業につきましては予算を計上いたしております。

特徴的な項目について、続いて述べさせていただきますと思っております。

まず、1点目でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底した上で、地域経済の活性化と新たなデジタル社会に対応したシステムの構築を図ります。

2点目は、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、国土強靱化に向けた環境整備、さらに、町民の安心・安全の観点から防災無線のデジタル化を推進します。

3点目は、地域課題解決に向け、コミュニティ活動の支援とともに、北山田自治会館の建設整備を行ってまいります。

このような基本方針の下、厳しい財政状況の見通しを踏まえ、限りある財源の中で予算編成を行った結果、令和3年度一般会計当初予算額は、前年度より13億4,500万円増額、15.2%の増になりますが、101億8,200万円とさせていただきます。増加の要因は、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧対策事業が主なものとなっております。

続いて、令和3年度における主要な施策につきまして、説明を申し上げます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの接種に関する体制整備の確立についてでございます。令和2年度の補正予算に計上いたしておりますが、関係機関との連絡調整を密に行い、早期に希望する住民全員が接種できる体制づくりに取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ町内の経済対策についても、令和2年度補正予算に計上しております。早期に取組を推進してまいります。

2点目でございます。新たなデジタル社会に対応したシステムの構築として、コロナ禍における新しい生活様式の実践に向けましてデジタル化は不可欠であります。マイナンバーカードの普及とともに、高齢者向けの端末機器導入の助成や使い方を習得できる講座の開設など、創意工夫を凝らしていきたいと考えます。

また、旧森中学校のサテライトオフィス内では、5G実証実験フィールドといたしまして高速大容量通信のローカル基地局を整備し、企業の研究開発チームなどの誘致、利用促進に取り組みたいと考えております。

3点目は、令和2年7月豪雨災害の早期復旧・復興につきまして、特に住民の生活に直結する道路や橋梁、農用地・施設の復旧に重点的に取り組んでまいります。

4点目は、度重なる自然災害を踏まえまして、安心・安全に暮らせる環境整備と情報化社会の進展を図ることにつきまして、アナログ防災無線をデジタル化するとともに、情報提供ツールを多様化しながら住民の安心・安全な環境整備を進めてまいります。

5点目は、災害時の避難所における新型コロナ感染症対策といたしまして、エアマットや間仕切り、簡易トイレ等を整備してまいります。なお、長期にわたる避難所の開設が発生した場合は、その運営につきましても、社会福祉協議会、自治会、消防団、防災士会など関係団体と協議を進め、体制構築を急いでまいります。

6点目は、地域課題の把握やコミュニティ活動環境の充実につきまして、施設整備といたしまして北山田地区コミュニティ活動の拠点となります自治会館の建て替えに引き続き取り組んでまいります。また、下綾垣の自治公民館は、公共施設複合化計画の一環として、消防詰所との複合施設として建設に取り組んでまいります。

さらに、地域おこし協力隊や集落支援員の活動を通じて、集落・地区の課題を把握し、コミュニティ運営協議会や各種団体と連携して、具体的な地域課題の解決に取り組めるよう体制整備を強化していきたいと考えております。

7点目は、小中学校等の学習環境の整備につきまして、GIGAスクール構想の実施により、当町におきましても機材等の整備は完了しておりますので、今後は、AIドリルの導入とWi-Fi環境整備など、家庭内の環境整備及び教職員の指導体制の充実を図ってまいります。

また、郡内唯一の高校でございます玖珠美山高校につきましては、公営塾の継続に加えまして、地元を学ぶカリキュラムを提案するなど、高校の魅力づくり支援を継続していきたいと考えております。

最後に8点目でございますが、企業誘致、地元企業の支援につきまして、玖珠工業団地へ進出した企業にとどまらず、町内企業の就職あっせん対策として、玖珠町のLINE「るっくす」等を利用した、登録制による情報発信サービスとなります町内企業就職案内SNSサービスを継続してまいります。

また、新卒生や都市圏で働く方々へのU I Jターンのあっせんとして、新たに奨学金の返還金に対する助成事業を行ってまいりたいと考えております。

以上が令和3年度当初予算におきます主要な施策となります。

続きまして、このたび改正となりました玖珠町第6次総合計画を柱としたまちづくり施策につきまして、主要な部分について述べさせていただきます。

まず、「地域に活力があるまちづくり」の項目でございますが、町民の皆様が歴史文化や地域活性化に向けた活動を進めるに当たり、活動支援事業といたしまして、玖珠町の魅力向上や地域活力づくり地域創生を念頭に置いて取り組むことといたしまして、その主体となりますコミュニティ運営協議会や、地区・集落で活動を続ける地域おこし協力隊や集落支援員の体制充実を図ってまいります。

続いて、「健やかに自分らしく生きるまちづくり」の項目につきましては、人口減少や少子高齢化が進行する中で誰もが健康で充実した暮らしを送るため、健康診査の受診を勧奨し、生活習慣病などの予防対策に取り組んでまいります。

また、子育て世帯には、医療費の助成や保育料の一部助成も継続をし、情報提供や相談体制の充実によりまして、安心して子育てができる環境整備を図ってまいりたいと考えます。

高齢者支援につきましては、外出支援サービスや在宅による介護保険サービス、見守り活動など、安心・安全対策を充実してまいります。

続いて、「未来へつなぐ、人づくり」の項目でございますが、住民お一人お一人が様々な分野で個性や能力を発揮することは、自身の生きがいを育むだけではなく、町の活力や発展につながるものだと考えております。児童生徒のG I G Aスクール構想の支援をはじめ、専門教員や支援員を配置して学力向上を図るとともに、童話の里の精神を未来へつなぐため、久留島武彦翁の功績を全国に発信し、日本童話祭を中心とした生涯学習・情操教育の推進と歴史文化財の保存事業も実施してまいります。

続いて、「にぎわい・活気を興す『しごとづくり』」の項目でございます。

にぎわいや活気のある町として、産業振興は重要でございますが、農林畜産分野では、中山間地域総合整備事業や強い農業づくり交付金事業、肉用牛安定対策事業など、農家等の所得の向上を図るよう施策を講じてまいります。

また、林業振興として、森林環境譲与税を活用した木材の需要供給体制の確立、再造林整備が進むよう体制づくりを行います。

商工業では、雇用の拡大として玖珠工業団地や遊休校舎への企業誘致を推進するとともに、玖珠町アプリ等を活用した就職情報を提供するなど、U I Jターンの推進や地元住民の雇用に取り組んでまいります。

続きまして、「住み続けたいまちづくり」の項目でございます。

町民の皆様が安心して安全に暮らし続けるには、住環境の整備と防災対策は欠かせません。まちなか循環バスやふれあい福祉バスなど、交通弱者へ配慮した運行、主要幹線道路や橋梁・河川改修工事、簡易水道の拡張など、生活環境改善のための整備を進めてまいります。

「ともに明日を築くまちづくり」の項目でございます。

行財政改革の推進については、町の職員一人一人が行財政改革の重要性を意識しながら確実に実施するとともに、効率的な行財政運営に努めなければなりません。また、まちづくりには、町民や各種団体、議会、行政等との間で共感がなければ成立いたしません。そして、共感をするためには、情報の共有は不可欠でございます。このため、行政サービスのオンライン化やデジタル化を推進して、迅速で正確な情報提供を行い、一緒にまちづくりに向かう協働参画のまちづくりを推進してまいります。

以上のとおり、令和3年度の基本的な方針を述べさせていただきました。

ただいま私が述べさせていただいたものは、令和3年度当初予算の概要及び令和3年度玖珠町一般会計予算の概要といたしまして、議員各位のお手元に配付をしておりますので、御参照を賜りたいというふうに思っております。

以上が施政方針と令和3年度の当初予算の編成方針でございます。

それでは、続きまして、さらに時間を賜りますけれども、今定例議会で上程をしております議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げたいと思います。

皆さんのお手元には、議案第2号、令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）について、そして、別紙でも令和2年度補正予算案（第12号）の概要ということをお配りしておりますので、御覧いただきたいというふうに思っております。

まず、1ページでございますが、一般会計補正予算（第12号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,807万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ123億9,910万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、農業振興費に5,446万4,000円、公共施設等総合管理基金の積立金が5,765万円の増額、そのほか決算見込みによる調整などでございます。

2ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入につきましては、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、町債などが主なものでございます。

1款の町税につきましては、決算見込みにより町民税などを増額するものでありまして、2,423万7,000円の増額となり、補正後の額は15億2,810万8,000円とするものでございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

12款の地方交付税でございますが、決算見込みにより普通交付税と特別交付税を増額するもので、1億5,096万4,000円の増額となりまして、補正後の額が30億9,096万4,000円となるものでございます。続いて、4ページと5ページをお開き願います。

16款国庫支出金は、災害復旧費国庫負担金の減額や総務費国庫補助金の増額などを行うものでありまして、9,139万2,000円を減額し、補正後の額は36億3,478万8,000円になるというものでございます。

17款の県支出金でございますが、農林水産業費県補助金の増額や災害復旧費県補助金の減額などを行うものでありまして、1億5,066万1,000円を減額いたしまして、補正後の額は11億7,603万4,000円

になるというものでございます。

19款の寄附金でございますが、一般寄附金とふるさと応援寄附金の増額を行うものでありまして、1,493万円の増額となり、補正後の額は5,988万1,000円になるというものでございます。

続いて、20款の繰入金でございます。財政調整基金からの繰入金の減額などで2億1,610万8,000円の減額を行い、補正後の額は8億6,988万4,000円になるというものでございます。

続いて、23款の町債であります。消防債や災害復旧債などを減額するもので1億4,656万1,000円を減額いたしまして、補正後の額は8億7,774万5,000円になるというものでございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧いただきたいと思っております。

続いて、歳出の部門になります。歳出につきましては、総務費、農林水産業費、消防費、災害復旧費、諸支出金などが主なものでございます。

まず、2款総務費は、自治振興費や新型コロナウイルス感染症対策地方創生事業の減額によるものでございまして、9,234万2,000円を減額いたしまして、補正後の額は37億4,690万円になるというものでございます。

6款の農林水産業費は、農業振興費の増額などによるものでありまして、4,783万1,000円を増額し、補正後の額は8億997万7,000円になるというものであります。

9款の消防費でございます。消防防災費や災害対策費の減額などによるものでありまして、9,332万5,000円を減額し、補正後の額は6億1,252万6,000円になるというものであります。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思っております。

8ページの11款災害復旧費は、農林水産災害復旧費や土木施設災害復旧費の減額によるものでありまして、3億1,568万5,000円を減額し、補正後の額は10億1,075万1,000円になるというものであります。

13款の諸支出金は、減債基金と公共施設等総合管理基金へ積立てを行うものでありまして、7,548万9,000円を増額して、補正後の額は1億1,952万2,000円になるというものであります。

続いて、9ページを御覧いただきたいと思っております。

第2表に継続費補正がございますが、北山田自治会館建設事業のほか1事業を変更するというものであります。

10ページを御覧いただきたいと思っております。

第3表に繰越明許費補正を掲載しておりますが、社会保障・税番号制度システム管理費のほか16事業を追加させていただくものでございます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。

第4表に債務負担行為補正を掲載しております。自治委員文書送料のほか1事業を追加させていただくものでございます。

12ページを御覧いただきたいと思っております。

第5表に地方債補正を掲載しております。減収補填債を追加し、農業水利保全合理化事業のほか1

事業を変更させていただくものであります。

それから、13ページから60ページにかけまして、予算に関する説明書となっております。詳細につきましては、予算常任委員会で説明を申し上げたいと思っております。

以上が令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）の主な内容とさせていただきます。

それから、議案の第3号から第8号につきましては、それぞれ特別会計補正予算について提案をさせていただいております。各特別会計とも、決算見込みによる補正などが主な内容となっております。また改めて説明申し上げたいと思います。

続きまして、議案第9号でございますが、令和3年度の玖珠町一般会計予算について掲載をさせていただいております。

詳細につきましては、これも会期中に開催されます予算常任委員会で説明を申し上げたいと思っております。そのため、ここでは、概略について説明をさせていただきます。お手元に令和3年度当初予算の概要も併せてお配りしておりますので、御参照賜りたいと思っております。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。

令和3年度の一般会計予算案でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ101億8,200万円とさせていただきます。令和2年度の当初予算との比較では13億4,500万円の増額、伸び率は15.2%となっております。

主な施策といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業やデジタル化推進事業、令和2年7月豪雨災害の災害復旧事業費でございます。

前年度との比較につきましては、予算書の13ページから15ページに掲載をしておりますので御参照賜りたいと思っております。

なお、予算常任委員会では、別途一般会計予算の説明書を配付させていただく予定としております。詳細については、そちらをまた御覧いただきたいというふうに思っております。

また、議案第10号から第15号は各特別会計の当初予算でございます。こちらの議案につきましても、一般会計と同様に予算常任委員会で詳しく説明を申し上げたいと考えております。

それでは、お手元にあります議案集の冊子を御覧いただきたいと思いますが、まず、1ページをお開き願います。

1ページに、議案第16号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について掲載をしております。

この議案は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、小幡益広氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、後任の委員といたしまして、玖珠町大字大隈452番地、田坂謙仁氏を玖珠町固定資産評価審査委員会の委員に任命をさせていただきたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるというものでございます。

委員の任期につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

参考資料集の1ページに、田坂氏御本人の承諾をいただきまして略歴を記載しておりますので、御

参照願いたいと思います。

続きまして、議案集の2ページをお開き願います。

議案第17号でございます。玖珠町第6次総合計画について掲載をさせていただいております。

この議案は、平成23年に策定をいたしました第5次総合計画における玖珠町基本構想の期間が終了いたしますので、令和3年度から12年度までの10か年の玖珠町第6次総合計画について、玖珠町総合計画策定条例第5条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

なお、第6次総合計画（案）を別冊でお配りしておりますので、改めて御参照願いたいと思っております。

続きまして、議案集の3ページをお開き願います。

議案第18号でございます。辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画についてでございます。

この議案は、平成28年3月に議決をいただきました辺地（日出生台辺地）に係る総合整備計画、これは平成28年度から令和2年度までの計画でございますが、令和3年3月31日をもって5年間の計画期間が満了するため、日出生辺地の新たな総合整備計画書の策定を行うというものでございまして、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、議決を求めるというものでございます。

この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との格差の是正を図ることが目的とされているものでございます。

現在、玖珠町の中では、日出生辺地、片草辺地、山浦辺地、大野原辺地、鏡辺地、古後辺地の6地区の該当がございまして、それぞれの辺地の総合整備計画を策定している状況でございます。

今回は、その6地区のうち、山浦辺地を除いた期間満了を迎える5地区で総合整備計画書の策定を行うというものでございます。なお、山浦辺地の総合整備計画につきましては、平成29年3月に議決をいただいておりますので、令和3年度末に5年間の計画期間を満了することとなっております。

したがって、議案集の4ページから7ページの4議案、議案第19号、辺地（片草辺地）に係る総合整備計画について、続いて議案第20号、辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画について、そして議案第21号、辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画について、議案第22号では、辺地（古後辺地）に係る総合整備計画について、この4つの議案は、先ほど申し上げました議案第18号の辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画についてと同様に、期間満了に伴いまして辺地計画の策定を行うというものでございます。上程理由の説明及び辺地等に係る説明については省略をさせていただきたいと思っております。

なお、参考資料集のほうで2ページから11ページにかけまして、今回策定承認をいただく5地区の総合整備計画書を掲載しておりますので、改めて御参照願いたいと思っております。

続きまして、議案集の8ページをお開き願います。

議案第23号でございますが、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、玖珠町自治公民館、現在118施設ございますが、その管理を行う指定管理者の指定が令和3年3月31日をもって満了となるため、引き続き、各自治公民館施設の所在する自治区の管理による指定管理者の指定を行うため、上程するというものでございます。

なお、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

続きまして、議案集の12ページをお開き願います。

議案第24号でございます。日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、日出生北部地区コミュニティーセンターの管理を行う指定管理者の指定が令和3年3月31日をもって満了となるため、引き続き、後迫自治区の管理による指定管理者の指定を行うため、上程をするというものでございます。

指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第25号でございますが、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、日出生南部地区コミュニティーセンターの管理を行う指定管理者の指定が令和3年3月31日をもって満了となるため、引き続き、小野原4自治区の管理による指定管理者の指定を行うため、上程をするというものでございます。

期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案集の14ページを御覧いただきたいと思います。

議案第26号でございますが、玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてでございます。

この議案は、地方自治法第234条の3及び施行令第167条の17に基づきまして、単年度契約ではなく、複数年度にわたり契約ができる長期継続契約の対象範囲を定めるため、提出をするものでございます。

国や地方自治体で急速に進展をしておりますデジタル化に即した対応が可能となるよう、単年度主義、債務負担行為の例外規定として、長期継続契約が可能な内容を整理・追加し、事務の簡素化、効率化を図りたいというものでございます。具体的には、パソコン等の事務機器及びソフトウェアの借入、利用及び保守と電気通信回路を介したサービス、いわゆるクラウドシステムの利用または保守に関する契約を可能にするというものでございます。

参考資料集の12ページにその関係資料を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の15ページをお開き願います。

議案第27号でございますが、玖珠町附属機関に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、平成28年に制定されました部落差別の解消の推進に関する法律第3条に示された部落差別解消のための地域の実情に応じた施策に関することについて、これまでも人権同和对策審議会に

において、施策の立案から検証まで、当事者を含む様々な町民の皆さんから意見を求める場として位置づけてまいりましたが、法の制定、町条例の改正、基本方針の策定に伴いまして、附属機関の条文にあります「人権・同和対策審議会」の名称を「玖珠町人権・部落差別解消推進審議会」と改めるため、議案として提出をするものでございます。

また、名称を改めることによりまして、関連いたします条例等につきましても併せて改正をさせていただきたいというものでございます。

参考資料集では、13ページから15ページに関係資料を掲載しておりますので、併せて御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の17ページをお開き願います。

議案第28号でございます。玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、行財政改革等の状況を鑑み、副町長及び教育長の給与について減額するため、提出するものでございます。これは、厳しい財政状況の中、第6次総合計画の実施基盤とするため、玖珠町行財政改革プランの集中行動期間中という状況におきまして、特別職であります副町長、教育長においても一定程度の給与の減額を行いたいとの申出によりまして、令和4年1月30日までの期間として本議案を提出するものでございます。

なお、参考資料集の16ページに関係資料を掲載しておりますので、併せて御参照願いたいと思いません。

続きまして、議案集の18ページをお開き願います。

議案第29号でございます。玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めている状況におきまして、国家公務員等に準じ、新型コロナウイルス感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を特殊勤務手当の特例として定めるため、提出するものでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が国内の一部地域で発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めている状況におきまして、医療機関や宿泊施設等での患者収容が見られる中で、平常時には想定されない業務など感染リスクも想定される業務に従事することも考えられますことから、総務省により、防疫作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について適切な取扱いを行うよう通知がありまして、国等の定めに準じて当該条例を改正させていただきたいというものでございます。

参考資料集では、17ページから18ページにかけまして関係資料を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

続きまして、議案集の20ページをお開き願います。

議案第30号は、玖珠町基金条例の一部改正についてでございます。

この議案は、3つの基金を設置するため提出するというものでございます。

1つ目は、中小企業者に対する利子補給の財源といたしまして基金を設置するものでございます。基金の内容につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大していることに伴いまして、売上高が減少するなどの影響を受けている町内の中小企業者のうち、事業経営上必要な資金の貸付けを受けた中小企業者に対しまして、最大3年間の利子補給を行い、実質無利子での資金調達を実現することで、町内中小企業者の負担軽減を図ることを目的に設置をするものでございます。

2つ目の基金は、地方創生応援税制基金、いわゆる企業版ふるさと納税の基金を設置するというものでございます。企業版ふるさと納税による寄附金を活用して、地域再生計画に基づく事業を実施するため、地方創生応援税制基金、いわゆる企業版ふるさと納税を設置して、寄附金の適正な管理を行うことを目的とするものでございます。

3つ目の基金でございますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で改修をいたしましたLED防犯灯の維持管理に係る経費に充当する基金の設置でございます。平成27年度から、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で町内1,358基の防犯灯をLEDへ改修してまいりましたが、今後、行政財産として管理していくに当たって、LED防犯灯の不具合等で交換・修理が必要なケースが想定されることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源といたしまして、LED防犯灯の維持管理に係る経費に充当する基金を創設するというものでございます。

これらにつきましては、参考資料集の19ページから21ページに関係資料を掲載しておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

続きまして、議案集の22ページをお開き願います。

議案第31号は、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

この議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして新型コロナウイルスの定義が改正されたため、提出をするものでございます。

具体的には、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法の指定感染症に政令で指定をいたしまして、特別措置法附則第1条の2により、新型インフルエンザ等とみなして一定の期間、対策を講じていました。いまだ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症に迅速に対応するため、新型インフルエンザ等感染症の定義に、新型コロナウイルス感染症を新たに法律に位置づけたことから、国の法令等を引用している町の条例改正を行うというものでございます。

これにつきましても、お配りしております参考資料集の22ページに関係資料を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案集の23ページをお開き願います。

議案第32号は、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

この議案は、道路法施行令の改正により、各種占用物件の占用料単価を改定するため提出をするというものでございます。

道路使用の対価であります占用料は、民間の地価水準等を基礎として算定し、これらの水準の変動

を適切に反映させるため、令和2年4月に国は道路法施行令の一部を改正し、占用料の額を改定いたしました。大分県では、九州地区における各県と共に九州ブロックで統一単価を策定しておりまして、これをもって占用料徴収条例の一部改正手続を進めているところでございます。したがいまして、本町におきましても、これまで大分県の単価に準拠してまいりましたので、大分県の改正に合わせて所要の改正を行うというものでございます。

これも、お配りしております参考資料集の23ページから30ページにかけまして関係資料を掲載しておりますので、併せて御参照願いたいと思っております。

続きまして、議案集の29ページをお開き願います。

議案第33号は、玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

この議案は、議案第31号の玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてと同様に、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたため、提出をするというものでございます。

詳細については、参考資料集の31ページに關係資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の30ページをお開き願います。

議案第34号は、玖珠町介護保険条例の一部改正についてでございます。

この議案は、平成12年度に創設されました介護保険制度におきまして、3年ごとに保険料の見直しが行われてきましたが、令和3年度から5年度までの保険料については、現行の保険料額から変更しないこととしたことから、記載されております保険料の対象期間のみ変更をさせていただくという改正でございます。

また、税制改正及び議案第31号及び第33号と同様に、新型インフルエンザ等対策特別措置法における新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことにつきましても、併せて改正をするというものでございます。

これも、参考資料集の32ページから34ページにかけまして資料を掲載しておりますので、御参照を賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の32ページをお開き願います。

議案第35号でございます。玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

この議案は、介護サービスを提供する事業所の運営基準等を定めた省令の改正に伴いまして、玖珠町が指定をする介護予防支援事業の運営基準等を改正するため、提出をするというものでございます。

主な改正内容といたしましては、会議や多職種連携におけるICTの活用や災害への地域と連携した対応の強化や感染症対策の強化等となっております。

これも、参考資料集では、35ページから40ページにかけまして関係資料を掲載しております。

続きまして、議案集の36ページをお開き願います。

ここからは、3つの議案は、先ほどの議案第35号と同様の内容となります。

まず、議案第36号についてでございますが、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、それと、議案集の40ページからでございますが、議案第37号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、及び議案集で62ページから掲載しておりますが、議案第38号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてにつきましては、先ほどの議案第35号と同様の内容による改正となりますので、内容的には同じものだというふうに御理解いただきたいと思います。説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

このことは、参考資料集の関係資料として、議案第36号については41ページから47ページに、議案第37号については48ページから126ページ、議案第38号につきましては127ページから151ページに関係資料を掲載しておりますので、改めて御参照賜りたいと思っております。

それでは、あと議案集の71ページをお開き願いたいと思います。議案集の71ページです。

議案第39号でございます。玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、所得税法の一部改正に伴いまして、引用しております町条例を整備する必要があるため、提出をするというものでございます。

改正の内容といたしましては、所得税法の一部改正に伴う公営住宅法施行令の一部改正に併せまして、離婚・死別に伴います寡婦・寡夫の定義が見直されたことから、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例第9条第3項にある優先入居の対象を、「寡婦又は寡夫」という呼び名から「ひとり親」に変更するというものでございます。

なお、参考資料集の152ページに関係資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、議案集の72ページをお開き願います。

議案第40号でございます。玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は、本条例内にあります公民館運営審議会に関する内容を削除するため、提出をするというものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、公民館運営審議会は、公民館長の諮問により、各地区公民館との連携や運営内容について審議する附属機関として位置づけられてまいりましたが、各地区コミュニティ運営協議会が各自治会館の指定管理となり、公民館運営審議会としては一定の役割を終えているため、改正を今回行うというものでございます。

また、中央公民館の運営につきましては、既に社会教育委員会議、毎年6月、11月、3月に開催しておりますこの社会教育委員会議で審議をしているため、社会教育委員会議の規則で定めることとし

ております。

これにつきましても、参考資料集では153ページに資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の73ページであります。

議案第41号でございますが、町道路線の認定について、これは旧北山田中学校線についてでございます。

この議案は、玖珠町大字戸畑の旧北山田中学校線として、272メートルを玖珠町町道認定基準要綱第2条第1項第1号に基づき町道として認定するため、議会の議決を求めるというものでございます。

この道路は、認定基準の路線の起点及び終点が主要道路と接続している道路に該当するものでございます。

参考資料集では、154ページから155ページにかけて資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

議案集の74ページをお開き願います。

議案第42号は、同じく町道路線の認定についてでございます。これは車谷・石飛線についてです。

この議案は、玖珠町大字日出生の車谷と石飛を結ぶ1,860メートルを、玖珠町町道認定基準要綱第2条第1項第1号に基づきまして町道として認定するため、議会の議決を求めるといふものであります。

この道路、車谷・小河内線を平成24年4月より全面通行止めとしておりまして、その代替路線とするものでありまして、認定基準の路線の起点及び終点が主要道路と接続している道路に該当するものでございます。

これにつきましても、参考資料集の156ページに係る資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の75ページを御覧いただきたいと思います。

議案第43号は、金栗院谷川仁川河川災害復旧工事請負契約の締結についてでございます。

この議案は、昨年の令和2年7月豪雨により被災したこの金栗院谷川河川災害復旧工事といたしまして、指名競争入札により予定価格に達し、最低価格入札者であります玖珠町大字大隈78番地、株式会社宇佐建設と請負金額9,410万5,000円（消費税含む）をもって契約を締結したいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるといふものでございます。

なお、工期につきましては、本契約締結の議決を受けました日の翌日から令和4年3月11日までを予定しているところでございます。

これにつきましても、参考資料集の157ページから158ページに係る資料を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続いて、議案集の76ページをお開き願います。

議案第44号は、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の変更についてござ

います。

この議案は、令和2年第3回玖珠町議会定例会、昨年9月議会ですね、請負契約締結の議決をいただきました議案第78号で、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の締結についての契約の変更になります。

主な変更内容につきましては、北山田自治会館新築工事のくい工事の中で、支持地盤が想定より深かったため、基礎構造の変更を行うというものでございます。また、当初設計では、残土の仮置場が未定であったため計上しておりませんでした。場外に搬出入の運搬費として、仮置場を旧北山田中学校の駐車場と確定をいたしましたので、その持ち出し経費を追加させていただくというものでございます。そのほか、図書コーナー内に倉庫を追加する等の間仕切り変更に伴います軽微な変更を含めて、契約の一部を変更する必要が生じたので、玖珠町議会議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第2条に基づきまして、議会の議決を求めるというものでございます。

契約金額の変更といたしましては、変更前が1億9,415万円（消費税を含む）から、変更後を1億9,803万7,400円（消費税を含む）ということで、388万7,400円の増額とさせていただきたいというものでございます。

これにつきましても、参考資料集では159ページから161ページにかけて関係する資料を掲載しておりますので、御参照賜りたいと思っております。

続きまして、議案集の77ページをお開き願います。

報告第1号でございます。これは、専決処分の報告について（その1）であります。法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについてでございます。

この報告は、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分をしたいので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでございます。

これは、事故の報告で、その事故の概要でございます。令和2年11月27日に、玖珠町社会福祉協議会所有の車両が町道高橋線の菅無田橋付近におきまして、対向車と離合する際に左の前方車輪が町道の路肩のくぼみに落ち込んで、車両のフロントバンパーを損傷したため、損害の賠償を行うというものでございます。

令和3年、今年の1月29日に、相手方であります玖珠町社会福祉協議会と損害賠償金1万8,761円を補償することに合意をいたしましたので、地方自治法第180条第1項に基づき、平成21年3月18日に議決をした町長の専決処分のできる事項について報告をさせていただくというものでございます。町道の道路管理者としての責任ということでございます。

議案集の79ページをお開き願います。

報告第2号、これも専決処分の報告について（その2）でございます。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

これにつきましては、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基

づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するというものでございます。

概要につきましては、玖珠町農業・畜産公園カウベルランドくすの土地購入について、令和2年第4回の定例会及び令和2年第7回臨時会で議決をいただきました所有権移転の手續までの間、施設用地の所有者である相手方が土地を使えずに損害を受けたため、賠償するというものでございます。

令和2年12月21日に、相手方であります大阪府大阪市東住吉区西今川1丁目3番18号、神道大教笹川教会、代表役員、櫻井迦将氏と平成29年7月から令和2年12月21日までの間の損害賠償金4万9,904円を補償することに合意いたしましたので、地方自治法第180条第2項に基づきまして報告をさせていただきますというものでございます。

続きまして、議案集の81ページをお開き願います。

報告第3号、これも専決処分の報告について（その3）でございます。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

これは、先ほどの報告第2号と関連する報告となりますので、報告第3号から報告第6号まで一部を省略して説明をさせていただきたいと思えます。

報告第3号は、令和3年2月2日に、相手方であります佐賀県鳥栖市今泉町2152番地、斎藤五彦氏と平成28年12月から令和3年2月2日までの間の損害賠償金2万8,521円を補償することに合意いたしましたので、報告するというものでございます。

続きまして、議案集83ページの報告第4号は、令和3年2月4日に、相手方であります玖珠郡玖珠町大字戸畑10178番地、穴井憲一氏と平成28年12月から令和3年2月4日までの間の損害賠償金5万5,271円を補償することに合意したので、報告するというものであります。

議案集85ページの報告第5号は、令和3年2月12日に、相手方であります神奈川県横浜市保土ケ谷区星川2丁目16番1、小野光男氏と平成28年12月から令和3年2月12日までの間の損害賠償金2万4,706円を補償することに合意したので、報告するというものであります。

議案集87ページの報告第6号でございますが、令和3年2月22日に、相手方であります玖珠郡玖珠町大字森907番地、酒井常隆氏と平成29年1月から令和3年2月22日までの間の損害賠償金25万7,315円を補償することに合意したので、報告するというものでございます。

以上の損害賠償金については、カウベルランドの土地所有者からの移転に伴うものということで、一括、同じ内容ということでございます。

以上、今議会に提案を申し上げましたのは、補正予算案件が7件、当初予算案件7件、委員の選任案件1件、計画の策定案件6件、指定管理者の指定案件が3件、条例の一部改正案件が15件、町道の認定案件が2件、契約案件が2件、専決処分による報告案件が6件、合計49件についてでございます。

以上で、令和3年第1回玖珠町議会定例会に上程をさせていただきます議案の提案理由の説明とさせていただきます。

長時間ありがとうございました。どうぞ御審議、承認いただきますようお願いを申し上げます。あ

りがとうございました。

○議 長（石井龍文君） 町長の施政方針・行政報告及び議案の提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願及び要望の上程（請願1件、要望2件）

○議 長（石井龍文君） 日程第6、請願並びに要望の上程を行います。

お手元に配付しています文書表のとおり、請願1件、要望2件が提出されております。先ほど議会運営委員長より、請願については今議会に上程し、要望については机上配付することとしたい旨の報告を受けましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は上程することに決しました。

ここで、請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 議席番号13番藤本勝美です。令和3年第1回玖珠町議会定例会に上程する請願第1号について、紹介議員として説明をいたします。

請願第1号は、町道下泊里線の早期拡幅改良整備についての請願であります。

この町道下泊里線は、国道210号線と下泊里地域を結ぶ基幹道路であり、北山田地区住民の生活を守る浄水場の維持管理道路として重要な役割を持ち、また、通学・通勤・買物などをはじめとする生活道路、そして、農林業振興のための産業道路であります。また、近年においては、高齢化の進行に伴うデイサービスをはじめ、福祉関係車両の通行や、病気や不慮の事故における緊急車両の通行に大きな支障となっています。

今回の請願について、関係地域の自治委員をはじめ多くの住民の署名が添付されているように、本案件は十数年以上も前から、関係住民より拡幅改良を望まれてきたものであります。現在、昨年7月の豪雨災害により被災した下泊里橋の人道橋の建設が進められていますが、激甚災害として国・県の支援の下、今後数年を要して下泊里橋の建設が行われます。長年の住民要望を実現するのは今だと思われるのです。

諸事情を御賢察の上、町道下泊里線の早期拡幅改良工事について、玖珠町議会としての御支援をお願いするものであります。

以上、請願の理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第7 委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議 長（石井龍文君） 日程第7、委員会の継続調査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行い

ます。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会報告（閉会中）。

令和2年第4回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会の所掌事務について、閉会中の継続審査とした事件の調査結果を報告します。

令和3年2月24日、執行部をはじめ基地対策特別委員会委員出席の下、委員会を開催しました。

主な経過報告としては、1月7日に、九州防衛局の照井次長が来庁され意見交換をし、また、同じく1月7日に、基地対策特別委員会として玖珠駐屯地司令を表敬訪問し、新年の御挨拶と各種行事などに対する意見交換を実施したところです。

また、2月24日に、基地対策特別委員会を開催し、付議事項として、次のとおり執行部より説明を受けたところです。

在沖縄米海兵隊実弾射撃訓練の実施については、防衛省より、本年度は実施しない旨の連絡を受けたところでの報告がありました。

また、今後の委員会の予定としては、昨年、西部方面総監部や九州防衛局、そして防衛省に実施した要望事項に対する回答を地元住民へ説明するための日程調整をしているところです。

今後においては、委員会としては、基地問題の対応について執行部と共に問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続調査とすることに決しました。

以上、基地対策特別委員会の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日3月4日は議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月4日は議案質疑とすることに決しました。

なお、一般質問は、議会運営委員長より報告がありましたように、16日、17日を予定しております。一般質問の通告締切りは、明日3月4日の正午までとなっております。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月3日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 細井良則

署名議員 高田修治